



秋田県公報

## 規則

○衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則（四）

○健康対策課

議  
会  
訓  
令

○秋田県議会議事事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令（一・議会議事務局総務課）

公營企業管理規程

○秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程（九・企業局総務課）

# 規則

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

秋田県知事 寺田 典城

秋田県規則第四十号

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則  
衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則（昭和三十一年秋田県規則  
第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三十八号の二を次のように改める。

第三十八号の二 削除

別表第三十八号の四を次のように改める。

第三十八号の四

別表第三十九号の二を次のように改める。

第三十九号の二  
削除

別表第三十九号の四を次のように改める。

第三十九号の四 削除

別表第四十五号の二(一)及び(二)を削り、(三)を(一)とする。

別表第五十三号中(三)を(三)とし、(三)を(三)とし、その次に次のように加える。

(三) 第四十五条の二第四項の規定により、指定医に診察させること。

別表第五十三号(㊦)中「第四十五条第五項」を「第四十五条第四項」に改め、「及び第五十三号の三」を削り、同号(㊦)を同号(㊧)とし、同号中(㊦)を削り、(㊧)を(㊦)とする。

別表第五十三号(六)中「から第五十三号の三まで」を「及び次号」に改め、同号(六)とし、同号中(去)を(君)とし、(凶)を削り、(吉)を(夫)とし、(吉)を(凶)とし、(十)を(土)とし、その次に次のように加える。

第二十九条の四の規定により、退院させること。

(三) 第二十九条の五の規定により、精神病院の管理者等からの届出を受理すること。

別表第五十三号中(九)を(十)とし、(八)を(九)とし、(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 第二十六条の二の規定により、精神病院の管理者からの届出を受理すること。

別表第五十三号の二(四)中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同号(四)を同号(十)とし、その次に次のように加える。

(土) 第十条第二項の規定により、手帳の再交付を受けた者から返還された手帳を受理すること。

(三) 第十条の二第一項の規定により、手帳交付者の死亡により返還された手帳を  
受領するに付。

別表第五十三号の二(三)中「手帳交付者が居住地を変更した旨の通知」を「手帳の更新に伴う手帳の引換え交付」に改め、同号(三)を同号(八)とし、その次に次のように加える。

(九) 第九条第二項の規定により、障害等級の変更に伴う手帳の引換え交付をする  
こと。

別表第五十三号の二(二)中「第八条第一項の規定による」を「第七条第二項又は第四項の規定により、」に、「居住地」を「氏名又は居住地」に改め、同号(二)を同号(五)とし、その次に次のように加える。

(六) 第七条第五項の規定により、手帳交付者の居住地の変更に伴う手帳の引換え交付等を行うこと。

(七) 第七条第六項の規定により、手帳交付台帳から記載事項を消除すること。

別表第五十三号の二(一)中「第七条」を「第七条第一項」に改め、「精神障害者保健福祉手帳交付台帳」の下に「(以下この号において「手帳交付台帳」という。)」を加え、同号(一)を同号(四)とし、その前に次のように加える。

(一) 第四条の二第一項の規定により、患者票の交付又は費用負担をしない旨の通知をすること。

(二) 第四条の二第三項の規定により、医療を受ける病院等の変更の届出を受理すること。

(三) 第四条の二第四項の規定により、返納された患者票を受理すること。  
別表第五十三号の三を次のように改める。

第五十三号の三 削除

別表第五十四号の三(二)中「第十四条第二項」を「第十四条第五項」に改め、同号(三)中「第十四条第三項」を「第十四条第六項」に改め、同号中(三)を(四)とし、(十)を(五)とし、(九)を(十)とし、(八)を(九)とし、(七)を(八)とし、(六)の次に次のように加える。

(七) 第三十四条第一項において準用する第二十四条の三第二項の規定による業務の委託等の届出を受理すること。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に知事がした処分その他の行為又はこの規則の施行の際現に知事に対して行っている届出その他の行為で、この規則の施行の日以後において保健所長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、保健所長のした処分その他の行為又は保健所長に対して行つた届出その他の行為とみなす。

議 会 訓 令

秋田県議会訓令第一号

事務局 一般

秋田県議会事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年四月一日

秋田県議会議長 津 谷 永 光

秋田県議会事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令

秋田県議会事務局の組織及び事務に関する規程(昭和三十年十月一日制定)の一部

を次のように改正する。

第五条第一項第五号及び第六号を次のように改める。

五 技能主任

六 技能技師

第六条第十項中「主任技師(運転)及び技師(運転)」を「技能主任及び技能技師」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に次の表の上欄に掲げる職にある者は、別に人事異動の発令がされないときは、当該下欄に掲げる職に任命されたものとする。

|          |      |
|----------|------|
| 主任技師(運転) | 技能主任 |
| 技師(運転)   | 技能技師 |

公 営 企 業 管 理 規 程

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年四月一日

秋田県公営企業管理者職務代理者

秋田県企業局長 安 田 幸 男

秋田県公営企業管理規程第九号

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程

秋田県公営企業財務規程(昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第三条の表(三)の項中「三千万円以上」の下に「(変更にあつては、一件の金額三千万円以上で増減額が三百万円以上)」を、「三千万円未満」の下に「(変更にあつては、一件の金額三千万円以上で増減額が三百万円未満)」を加え、同表(七)の項中「。ただし、土地の無償貸付けの場合は、面積五千平方メートル以上、。ただし、土地の無償貸付けの場合は、面積二千平方メートル以上五千平方メートル未満」及び「。ただし、土地の無償貸付けの場合は、面積二千平方メートル未満」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

印 刷 所

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金

一月三千五百円

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松 原 印 刷 社  
電話 018-766-863 FAX 018-766-863  
E-mail: matsubara@matsubara-ryoku.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松 原 繁 雄